

三木町農業委員会
令和2年7月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会
令和2年7月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和2年7月17日
(会議時間) 13:30～14:10
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸 (欠席)	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子 (欠席)
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

事務局

それでは、7月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等6件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、松田委員と香川委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が4件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字香蓮寺 3筆 2, 416㎡
地目：畑3筆
譲渡理由：労力不足
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：池戸字香蓮寺 5筆 3, 159㎡
地目：田1筆、畑4筆
譲渡理由：労力不足
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号3 申請地：池戸字香蓮寺 3筆 1, 298㎡
地目：畑3筆
譲渡理由：労力不足
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1は、譲渡人の労力不足、また譲受人の経営規模拡大のため話がまとまったもので、下限面積等は特に問題ありません。

番号2について説明します。

番号2は、譲渡人の労力不足、また譲受人の経営規模拡大のため話がまとまったもので、下限面積等は特に問題ありません。

番号3について説明します。

番号3は、譲渡人の労力不足、また譲受人の経営規模拡大のため話がまとまったもので、下限

面積等は特に問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

18番委員

番号1から3ですが、譲渡人はそれぞれ違いますが、譲受人はすべて同じです。場所は香蓮寺の北の方で、高速よりちょっと南側になります。ほとんど農業ができなくなって、人は住んでいますが、農業としては消滅しかかっている、非常に厳しい集落になっています。譲渡人たちはもう耕作しないということです。結構広い面積ですので、今後チェックしていく必要があると思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

畑で面積も大きいですね。あわせて6,800㎡近くもあるが、譲受人がどのように維持管理するのか心配するのですが、三年三作の制限はあるのでしょうか。

事務局

許可が出れば、三年三作はついて回ります。

12番委員

香蓮寺では、トマトやカボチャなどを以前は作っていたこともありますので、作付がされるかどうかのチェックをお願いします。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井戸字高木 1筆 8.94㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 212.20㎡
造成時期：昭和48年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井戸字高木 2筆 220㎡
地目：畑2筆
現況：畑2筆
目的：住宅2階建 1棟 130.34㎡
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：宅地等 135.18㎡

番号2 申請地：下高岡字駒足 3筆 1,159㎡
地目：田2筆、畑1筆
現況：田2筆、畑2筆
目的：資材置場
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：雑種地 5,242㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類

が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

5番委員

それでは、現地調査の報告を行います。7月分の農地法関連の申請について去る、令和2年7月13日(月)の午前9時から4条申請1件、5条申請2件につきまして、協会長、高尾職務代理者、溝渕委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

1番委員

4条申請番号1と5条申請番号1についてですが、5条申請で子どもの住宅を建てようとしたところ、無断転用があることが発覚したため、4条申請で無断転用の是正をするものです。どちらも問題はないと思います。

14番委員

5条申請番号2ですが、申請地は20年以上何も作付されておられません。南側も山が迫って木も生えております。地元の建設業者が資材置場にしたいという転用申請です。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が9件、再設定が2件、転貸8件で合計19件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：田中 4, 970 m²

地 目：田

解約日：令和2年7月1日

解 約 理 由：耕作不便

番号1について、耕作不便のため解約します。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年7月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____